

大阪広域水道企業団職員の就業規則の一部を改正する規程
のあらまし

- 1 所属長の定義に「水道センター所長」を追加します。
- 2 新たに長期間勤続した職員に対する特別休暇を規定します。
- 3 四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴い、職員の年次休暇の付与及び特別休暇の期間について経過措置を定めます。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から施行します。